

ケーブルラインサービスお申込みにあたっての注意事項

第1条（注意事項の適用）

株式会社シー・ティー・ワイ(以下「当社」といいます。)は、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)が規定する「IP電話サービス契約約款」(以下「約款」といいます。)により提供される、「ケーブルラインサービス」(以下「ケーブルライン」といいます。)の設備の設置・撤去に係わる工事、保守及び料金の請求等を、当社の定める「ケーブルラインサービスお申込みにあたっての注意事項」(以下「本注意事項」といいます。)により行うものとします。

第2条（注意事項の変更）

当社は、本注意事項を変更することがあります。この場合には、ケーブルラインの設備の設置・撤去に係わる工事、保守及び料金の請求等は、変更後の注意事項によります。

第3条（工事契約の成立）

ケーブルラインに必要となる設備の設置工事を申込み者が、本注意事項を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当該工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本注意事項を契約内容とする工事に関する契約が成立します。(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- 1) ケーブルライン接続回線(以下「接続回線」といいます。)の設置、又は保守が技術上困難なとき。
- 2) 申込者が、本注意事項及び約款に違反する恐れがあるとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。

第4条（設備の設置及び契約者の履行義務）

契約者は、ケーブルラインの申込みをしたことをもって、当社及びソフトバンクがケーブルライン設備を設置することを承認したものとします。ケーブルライン設備を設置するにあたっては、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社又は当社が指定する業者が行い、上位回線設備の構築については、ソフトバンクが行うものとします。契約者は、別表に定める工事費等を支払うものとします。

尚、ケーブルライン用端末機器(以下「端末機器」といいます。)は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2 当社又は当社の指定する業者が、設備の設置及び保守を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等へ立ち入り、これらの実施に必要な電気等無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主及びその他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 契約者は、接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の接続回線を設置するために、管路等の特別な設備を使用することを希望するとき又は増幅器の設置等特別な設備が必要となる場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合において、共同住宅に帰属する設備の改変等が必要となった際は、契約者は共聴施設の所有者及びその他利害関係人との費用負担等の交渉に関して責任を負うものとします。

5 契約者は、当社が設置した端末機器を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しない事とします。

6 契約者が、端末機器を破損又は紛失したときは、別表に定める機器破損・紛失補償費を支払うものとします。

第5条（契約者が行うケーブルライン契約の解除）

契約者は、ケーブルライン契約を解除しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にケーブルライン契約の解除通知を行うものとします。

2 契約者は、ケーブルライン契約の解除を希望する1週間以上前に、文書により当社に申し出るものとします。

3 約款の規定によりケーブルライン契約が解除されたときは、ケーブルライン設備、端末機器の撤去を当社指定の機器、工法などにより、すべて当社又は当社指定する業者が行い、上位回線設備の廃止についてはソフトバンクが行うものとします。ケーブルライン契約を解除した者は、別表に定めるケーブルライン解約費用を支払うものとします。

尚、当社の提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。

第6条（契約者の支払い義務）

契約者は、本注意事項に定める工事費等及び約款の規定によりソフトバンクから当社が譲り受けた債権(約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権)の額に相当する金額を当社に支払う義務を負うものとします。

2 約款の規定に基づき、割増金及び延滞利息が発生したときは、契約者はその金額を当社に支払う義務を負うものとします。

3 支払い義務は、ケーブルライン契約が解除された後も有効に存続するものとします。

第7条（支払方法）

契約者は、前条（契約者の支払い義務）の規定により支払う義務を負う金額を、当社の指定する期日に当社の指定する方法により支払うものとします。

第8条（サポート）

契約者がケーブルラインを利用できない場合は、電話機等契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、当社は当社及びソフトバンクの設備の修理又は対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない、又は、対応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、電話機等契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社又はソフトバンクの責めに帰すことのできない事由により契約者がケーブルラインを利用できない場合、当社は前項のサポートの責めを負いません。

第9条（ケーブルライン契約の解除）

当社は、次の場合には、ソフトバンクを通じ、ケーブルライン契約を解除することがあります。

- 1) 債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込みにあたって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 契約者が、当社が設置した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- 4) 電話接続回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の接続回線の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- 5) 契約者が、当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

第10条（個人情報）

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第11条（管轄裁判所）

本注意事項に係る係争については、津地方裁判所又は四日市簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

附則

本注意事項は平成27年8月1日より施行します。

令和3年4月1日改定

別表

1. ケーブルライン初期費用

回線新設費	3,000円（税込3,300円）
回線工事費※	12,000円（税込13,200円）

※第4条（設備の設置及び契約者の履行義務）3項の「特別な設備」の設置工事及び標準工事の範囲外工事は、契約者が別途工事業者との見積り交渉等により工事費等を確定し、工事業者に直接支払うものとします。

2. ケーブルライン解約費用

ケーブルライン契約解除費	3,000円（税込3,300円）
引込線撤去費※	10,000円（税込11,000円）

※引込線が、当社の提供する他のサービスの提供に必要な場合は、引込線撤去費は発生しません。

回線廃止	新規発番加入回線の廃止	1,000円（税込1,100円）
	番号ポータビリティ加入回線の廃止	2,500円（税込2,750円）

3. 機器破損・紛失補償費

端末機器	15,000円（税込 16,500円）
------	---------------------

*表記の税込価格は消費税率10%の価格です。
消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。